

【在学生・2025年度入学生の皆様へ】

「令和5年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」を受けての特別支援について

大規模自然災害により被災された方々には、心よりお見舞い申し上げます。

多摩美術大学では、「令和5年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（過去13激甚災害に遡って対象地域が追加）に該当する在学生及び2025年度入学生に対して、申請により下記の通り特別支援をいたします。

記

1. 対象地域

【北海道】様似町 【千葉県】睦沢町 【新潟県】糸魚川市 【長野県】木曾町
 【大阪府】岬町 【兵庫県】新温泉町 宍粟市 【奈良県】十津川村 【和歌山県】高野町
 【高知県】梶原町 【長崎県】平戸市 【熊本県】球磨村
 【宮崎県】西米良村 高原町 諸塚村 椎葉村 美郷町 日之影町 五ヶ瀬町
 【鹿児島県】屋久島町 十島村 南大隅町 【沖縄県】東村 うるま市 本部町 西原町

2. 在学生及び2025年度入学生への支援内容

被災状況	支援内容	
	在学生	2025年度入学生
(1) 自宅家屋が全壊・流失、又は家計支持者が死亡の場合	2024年度学費を免除します。	2025年度学費（入学金含む。）を免除します。
(2) 自宅家屋が大規模半壊の場合	2024年度学費の75%を免除します。	2025年度学費（入学金含む。）の75%を免除します。
(3) 自宅家屋が半壊の場合	2024年度学費の半額を免除します。	2025年度学費（入学金含む。）の半額を免除します。
(4) 自宅家屋が相当の被害に遭われた場合	2024年度学費の延納を認めます。	2025年度学費（入学金含む。）の延納を認めます。

3. 申請手続き及び方法

- (1) 申請希望者は、「学費減免等申請書」（申請窓口にあります）及び次の書類を添付し、申請先に提出してください。
 - a. 自宅家屋が被害に遭われた場合・・・罹災証明書（地方公共団体発行）
 *自宅家屋が相当の被害に遭われた場合（上記2.（4））は、申請先へお問い合わせください。
 - b. 家計支持者が亡くなられた場合・・・死亡を証明する書類
- (2) 申請期日：【在学生】2024年7月末日迄
 【2025年度入学生】2025年4月末日迄

3/13閣議決定

* 文部科学省「高等教育の修学支援新制度」対象の方について

【在学生】 学生課へご相談ください。

【2025年度入学生】 入学手続完了後に学生課へご相談ください。

以 上

<本件問い合わせ及び申請先>

【在学生】 美術学部・大学院生 : 学生部学生課 Tel. 042-679-5606

(上野毛キャンパス学部・院生は、美術学部事務室にて申請・提出もできます。)

【2025年度入学生】 学生部学生課 Tel. 042-679-5606